カ　普通科及びその他の学科でアからオまでに掲げる学科以外の学科（以下この表市町村の項及び別表第一(2)において「普通科等」という。）

(2)　指定都市立の定時制

ア　独立校

［(ｱ)・(ｲ)　略］

(ｳ)　看護科等

［(ｴ)　略］

(ｵ)　工業に関する学科及び情報に関する学科

(ｶ)　総合学科

［イ　略］

(3)　［略］

(4)　市町村立の全日制及び定時制の別科及び専攻科

ア　職業科（看護科等、農業に関する学科、工業に関する学科及び情報に関する学科をいう。別表第一において同じ。）

［イ　略］

［四・五　略］

六　補正予算債償還費

1　平成五年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可され

［略］

［略］

［削る］

(1)～(6)　［略］

関する学科（以下「商業科等」という。）

カ　普通科及びその他の学科でアからオまでに掲げる学科以外の学科（以下「普通科等」という。）

(2)　指定都市立の定時制

ア　独立校

［(ｱ)・(ｲ)　同上］

(ｳ)　衛生看護科等

［(ｴ)　同上］

(ｵ)　工業に関する学科及び情報に関する学科

［イ　同上］

(3)　［同上］

(4)　市町村立の全日制及び定時制の別科及び専攻科

ア　職業科（衛生看護科等、農業に関する学科、工業に関する学科、情報に関する学科及び水産に関する学科に類する学科をいう。別表第一において同じ。）

［イ　同上］

［同上］

［四・五　同上］

六　補正予算債償還費

1　平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可され

［同上］

(1)　平成四年度補正予算債

(2)～(7)　［同上］